

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	中津市 (442038)
地域名 (地域内農業集落名)	三光真坂地区 (佐知・土田・臼木・小袋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	205.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	205.0 ha
② 田の面積	198.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.5 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 令和6年9月24日時点の農地台帳から集計 (①・②・③) 農地台帳と令和4年度実施分アンケート結果と組み合わせ集計 (④・⑤・参考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域内の水田は、過去に一部の農地を除き基盤整備が行われている。平野部は農地が広く、農機具が使いやすい耕作条件のよい農地が多いが、中山間部は農地が狭い・水の便が悪い・水はけが悪い等の条件の悪い農地もある。また、農業者の高齢化が進み、アンケート回答者は65歳以上の農業者が約7割と高い比率を占めている。
アンケート回答者の約5割が後継者未定であり、今後若手の農業者が減少し、高齢化が進むと予想され、新たな農地の受け手の確保が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当面は担い手である認定農業者や集落営農組織等への農地の集約化を進めつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農用地利用を進める。地域内の新たな担い手育成に取り組むが、人材確保が困難な場合は、地域外から認定農業者や認定新規就農者を受入れ等により、農業を担う者を確保する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手である認定農業者や集落営農組織等への農地の集約を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農用地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	74.8	%	将来の目標とする集積率
			77.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農用地の耕作条件は個々で異なる場合があり、地域内の農業者間でブロックローテーションへの協力体制推進や、基盤整備事業による農用地の機能向上も検討していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
アンケート回答者の約7割が参加する意向がある地域農業の将来に向けた協議の場等を活用しながら、費用対効果や地理的条件を勘案しつつ、農用地を維持していくことが可能どうかを検討した上で、集積・集団化を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方法
アンケート回答者の約7割は、農地中間管理機構の活用を希望しており、制度改正に伴う今後の需要増加が見込まれるため、制度理解の推進に向けた取組みをしていく。
(3) 基盤整備事業への取組
過去に基盤整備事業を実施した農用地の施設が老朽化等しており、アンケート回答者の約8割は、農用地の大区画化や農業用水路の整備等を希望しているため、現在地域内で事業化に向けた検討をしている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
農業者数の減少による農地の維持管理が困難になりつつあり、アンケート回答者の約9割は、新規就農者や企業等の参入について好意的に思っている。しかし、地域外からの参入者には、地元との調和に関し不安感もあり、新たな経営体の呼び込みには、地元の合意形成と関係者の連携を密にする体制づくりを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
後継者のいない高齢農家の負担軽減の観点から、アンケート回答者の約9割は、頼らざるを得ない時がくると考えているが、作業受託のみを行う地域外の経営体には不安感もあり、委託者と受託者のマッチングを推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検を定期的に行い、防護柵や電気柵等の設置、猟友会との連携を行う。
- ②完熟堆肥の活用、その他の取組みによる土づくりや、畦畔除去等を行う。
- ③ICTによる省力化や経費削減などに関して検討する。
- ④海外も視野に入れ、ブランド化による農業収益増加をめざす。
- ⑤事業継続ができるよう、生産者の確保や技術向上を図る。
- ⑥農業所得向上や畑地化推進のため、必要に応じて新たな農業用施設を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農		水稻 麦 花き	2.4 ha	ha	水稻 麦 花き	2.4 ha	ha	A		
認農		水稻 麦	6.8 ha	ha	水稻 麦	6.8 ha	ha	B		
認農		水稻 麦	1.5 ha	ha	水稻 麦	1.5 ha	ha	C		
認農		水稻 麦 大豆	0.7 ha	ha	水稻 麦 大豆	0.7 ha	ha	D		
認農		水稻 麦	0.6 ha	ha	水稻 麦	0.6 ha	ha	E		
認農		トマト	2.9 ha	ha	トマト	2.9 ha	ha	F		
認農		いちご	0.9 ha	ha	いちご	0.9 ha	ha	G		
認農		水稻 麦 WCS	37.1 ha	ha	水稻 麦 WCS	39.3 ha	ha	H		
認農		水稻 麦	2.5 ha	ha	水稻 麦	2.5 ha	ha	I		
認農		水稻 麦 大豆	12.8 ha	1.2 ha	水稻 麦 大豆	12.8 ha	1.5 ha	J		
認農		水稻 麦 大豆	45.8 ha	ha	水稻 麦 大豆	46.1 ha	ha	K		
認農		水稻 麦	31.4 ha	ha	水稻 麦	33.4 ha	ha	L		
集		麦 大豆	4.9 ha	ha	麦 大豆	4.9 ha	ha	M		
集		麦 大豆	2.5 ha	ha	麦 大豆	2.5 ha	ha	N		
認農		野菜、果樹	0.5 ha	ha	野菜、果樹	0.5 ha	ha	O		
計			153.3 ha	1.2 ha		157.8 ha	1.5 ha			

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5. 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

--	--	--	--

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。